



### 医療的ケアが必要な重度障がい者を支援する施設の課題について

平成15年の支援費制度の導入から同17年の「障害者自立支援法」の公布、同25年4月の「障害者総合支援法」まで、障がい者支援の在り方はさまざまに論議され、法律・制度も変化してきました。その間、障がい者の在宅生活が促進され、それに伴い、重度障がい者や難病患者も施設や病院から在宅へと生活



の場の移行が進んでいます。医療的ケアが必要な重度障がい者の生活は、家族の過度の介護負担によってかろうじて成り立っており、当事者の生活の充実や家族の負担軽減をいかに図るかが課題となっています。

そうした中、喀痰吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアを必要とする重度障がい児者を支援する福岡市のある障がい者多機能支援施設で現状を伺いました。この施設は、生活介護について約30名と契約し、そのうち8割が医療的ケアを必要としています。毎日、通所してくるのは平均11人ですが、その多くがベッドやマット上に横になって過ごしています。以下、施設運営者の生の声を聞いてください。

毎日、管理者を含め12名が支援に当たり、そのうち4人から6人が看護師です。排泄介助やおむつ交換、入浴など2人対応で支援することが多く、看護師も頻回の医療的ケアや細かな状態観察などに追われる状況だということです。

施設運営で頭を抱えているのが毎月の経常赤字です。医療的ケアが必要な重

度者を受け入れる施設は少ないため、受け入れ施設にはこうした障がい者が殺到し、人件費がかさんでいます。

そもそも身体障がい者対応の施設は、ハード面において設備投資の費用が重くのしかかります。施設全体のバリアフリー化が必要となるほか、送迎用の車両もリフト付きの特別仕様車。車内での医療行為が必要なので、運転手のほかに看護師等が同乗する必要があります。

介護報酬単価は、看護師を配置した場合の加算はありますが、看護師1人を雇用するにも程遠いものです。

さらに、医療機関には、医療型短期入所に日帰り短期入所が制度上認められており、事実上、通所として活用されています。医療型短期入所は、基本報酬が約3倍と大幅に優遇されているほか、医療型短期入所事業所だけに認められた特別重度支援加算もあります。同じ利用者を支援しても報酬に数倍の差が開くことに、もどかしさを感じざるをえません。

これに関連し、県は医療型短期入所事業所の設置を促進してきましたが、これまでの実績はどうか伺います。また、なぜ医療型短期入所事業所に限って設置を目指してきたのか、その理由を説明してください。

施設運営者の訴えはまだまだ続きます。知事への質問を交えながら、声を紹介します。

医療的ケアが必要な重度障がい者を支援するには看護師の確保が大きな課題です。看護師の求人は医療機関をはじめ多数の職場がありますが、福祉施設は待遇面で見劣りするため不利な状況です。中でも障がい者施設は、敬遠されがちです。

そのような中、現在、看護師を確保するうえで一番利用されているのは人材紹介会社です。

人材紹介会社から紹介を受けて看護師を雇用した場合、看護師の年収の3割を「成功報酬」として紹介会社に支払う必要がありますが、福祉施設にはその費用の捻出は厳しい現状です。また、成功報酬から看護師に就職祝い金、準備金と称して事実上のバックマージンが支払われており、看護師は就職後、すぐに離職して新たな就職先を探すケースも多いといわれています。

そこで質問ですが、まず本県における看護師の就業場所別の求人数と求職者数、および求人倍率についてお答えください。

福岡県ナースセンターでは、看護職員無料職業紹介を実施していますが、その就職実績について、就業場所別にお答えください。障がい者支援施設への就職実績を上げるため、県として何らかの施策が必要と考えるものですが、知事の所見を伺います。

医療的ケア児を自宅で介助する家族の負担を軽減するため、県が新たに実施しようとしている訪問型レスパイトケア事業についても、こういった懸念があることから、十分な支援体制を整えて事業に臨むことを要望しておきます。

次に、介護職員の確保について、県内外を問わず福祉系の専門学校や大学など担い手を養成する学校が相次いで閉鎖しています。高齢者や障がい者の地域生活増加に対し、支援員の不足は明らかです。福岡県社会福祉協議会は年2回「福祉のしごと就職フェア」を開催していますが、特に好景気にあって若者は敬遠し、他の産業へ人材が流れがちです。

また、福祉関係の中でも障がい福祉分野は、児童福祉や高齢者福祉より人材確保は深刻です。理由は、介護イコール高齢者のイメージが強く、障がい者福祉について学ぶ機会も少ないためです。このままでは障がい者を支援する人材の確保がむつかしく、多くの人々の在宅生活に支障をきたします。こうした現状に対する知事の認識と今後の対策について伺います。

少子高齢化により産業間の人材確保競争が激化しています。福祉業界も賃金や労働環境など処遇について他産業と遜色ない運営が求められています。しかしながら、有給休暇はもちろん週休ですらしっかりとれていない事業所も少なからず存在します。県として事業所に対し指導とチェックを徹底するとともに、業界を一緒に育てるという意識と行動が必要と考えますが、知事の見解をお示しくください。

最後に教育長に伺います。若い人たちに障がい者福祉の仕事に関心を持ってもらうためには、障がい者がもっと身近な存在になり、障がい者支援の仕事の内容を理解してもらう必要があります。そのためには、子どもころから障がい者と触れ合う機会を増やすことが重要です。障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流の意義について教育長はどう考えるのか、見解をお示しくください。

特別支援学校と地域の学校との交流には、大別して「居住地校交流」と「学校間交流」があると聞きますが、それぞれの交流の仕方について説明をお願い

します。また、それぞれの交流の実績についてもお示しください。今後、こうした交流について、さらなる充実が必要と考えるものですが、教育長の見解を伺います。さらに、学校の授業で福祉施設への訪問や福祉体験を推進していただきたいが、これまでの実績と今後の取り組みについてお聞きします。

### 【知事の答弁】

県では、平成 24 年度に在宅重症心身障害児者の実態調査を実施した。この調査において、日々家庭で介護を続けている方の約半数は、睡眠時間が 5 時間以内という状況にあり、短期入所サービスの利用を希望される方が 7 割を超えることが明らかになった。

また、平成 24 年度当時、13 の障がい保健福祉圏域のうち、医療型短期入所のサービスを提供する事業所がない地域が 6 圏域あったという実態を踏まえ、介護老人保健施設や医療機関に対し、医療型短期入所サービスの実施を働きかけてきた。

その結果、25 年度末の 18 事業所から、30 年度末現在 39 事業所となり、着実に増加している。

県では、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、福岡県看護協会を福岡県ナースセンターとして指定し、看護職員に対する無料職業紹介を行っている。

昨年度の状況は、求人 4,884 人に対し、求職は 2,414 人で、求人倍率は 2.0 倍となっている。就業場所別の求人数は、病院が 2,012 人、福祉施設が 865 人、診療所が 795 人、訪問看護ステーションが 511 人で、その他が 701 人となっている。

一方、就業場所別の求職者数については、求職者が複数施設を希望していることから、集計は行っていない。

また、公共職業安定所における本年 4 月の看護職員の求人、求職の状況は、求人 5,227 人に対し、求職は 3,918 人で、求人倍率 1.3 倍となっている。就業場所別については、公表されていない。

看護師の求人・求職については、それ以外にも、民間の有料職業紹介所や人材派遣会社等数多くの機関が行っているが、それぞれ、求人数、求職者数を公表していないため、全容を把握することは困難である。

ナースセンターの実績は、昨年度、病院 285 人、診療所 180 人、障害者支援施設を含む福祉施設 99 人、訪問看護ステーション 34 人、その他 1,291 人で合計 889 人であった。

ナースセンターでは、就労相談支援員が、求職者のこれまでの職歴などを丁寧に聞き取ったうえで、本人の適性にあった求人施設を紹介するとともに、施設訪問に同行するなど、きめ細かな支援を行っている。

今後も、求人側のニーズや、求職者の経験、スキルを踏まえ、丁寧なマッチングを行うことにより、障害者支援施設をはじめ求人施設への就職につなげていく。

障がいのある方の在宅生活を支援するためには、居宅を訪問して支援するホームヘルパーや、通所型の事業所で支援する職員の確保が必要である。

しかし、障がい福祉関係分野の有効求人倍率は平成 29 年度で 3.2 と、全産業の 1.5 に対し 2 倍以上であり、職員が不足している状況にある。その要因としては、障がい福祉の現場で働く職員の賃金が全産業に比べ 83%と、低いことがあると考える。

このため、県では、処遇改善を図るために、障がい福祉サービス事業者に対し国の報酬基準で設けられている「福祉・介護職員処遇改善加算」の取得を促してきた。また、本年 10 月から創設される新たな処遇改善加算制度について、周知を図るとともに、加算取得に必要な要件や手続きに係る相談会にも取り組むこととしている。

さらに、国に対しては、これまで処遇改善に向けた措置や処遇改善加算の手続きの簡素化などを要望している。

障がい福祉サービス業界が健全に育っていくためには、法令や制度を十分理解した上で、適正に運営されることが重要である。県では、すべての障がい福祉サービス事業所等を対象に、講習会形式で指導する集団指導を実施し、報酬請求や事業実施上の留意事項を説明している。

平成 30 年度には、障がい福祉サービス指導室を設置して、事業所に赴いて行う実地指導の体制を強化し、書類の確認や聞き取り調査をもとに、適正な運営を指導している。

また、障がい者支援施設等に対し、監査を実施している。その中で、

- ① 利用者の状態に応じたサービスが適切に提供されているか

② 必要な職員の確保及び労働法規に基づいた適切な職員処遇がなされているか

③ 火災、地震、風水害等の非常災害対策が適切になされているか

④ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理がなされているか

について確認を行い、法令等の違反が認められた場合は、改善を行うよう指導をしている。

今後とも、定期的に丁寧な指導を行うほか、併せて処遇の改善といった事業所が抱えている課題の解決を図るため、国に対し、働きかけを行っていく。

### 【教育長の答弁】

障がいのある子どもと、ない子どもの交流は、障がいのある子どもにとっては、積極的な社会参加につながるとともに、障がいのない子どもにとっては、障がいのある人を積極的に支援する行動や、障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながると考える。

学校間交流は、特別支援学校が近隣の小中学校等と交流を行うもので、平成30年度は県立特別支援学校全20校において、合計436回行われ、交流先の運動会や社会見学、弁論大会、文化祭などに児童生徒が参加している。

次に、居住地校交流は、特別支援学校の児童生徒が、自分の住んでいる地域の小中学校の行事等に参加するもので、平成30年度は県立特別支援学校15校において、198人が合計407回行い、居住地校の合唱コンクール、給食や国語、算数などの教科学習に参加したり、手紙の交換を行ったりしている。

学校間交流と居住地校交流は、児童生徒と保護者の意向やそれぞれの学校の実情などを踏まえ、適切な内容と回数で行われることが大切である。

このため、今後とも、特別支援学校に対しては、県教育委員会で作成した手引の活用促進や他校の実践事例の紹介を行い、小中学校を所管する市町村教育委員会に対しては、研修会などの場で、交流についてのより一層の理解と協力を求め、さらなる充実を図っていく。

県において、小中学校の福祉に関する体験活動を行っている学校は、地域の小学校で約96%、中学校で66%である。

一方、職場体験を含む福祉施設への訪問先の多くは高齢者施設であり、障がい者施設は一般的に多くない状況である。

これは、学校に障がい者施設の情報が不足しており、訪問先としての選択肢になっていないことが原因の一つと考えられる。

今後、関係部署と協議し、障がい者施設に関する情報提供に努め、各学校の体験活動を推進していく。

### 【再質問】

障害者支援施設は、基本的に、保険料と税金で運営されていると思いますが、こういった施設から看護師の人材紹介会社が、年収の3割もの紹介料を取ること、納得がいけないものを感じています。こういった実態に対して、何らかの調査ができないものかと、考えるものですが、知事の考えをお聞かせ下さい。

教育長に要望ですが、居住地校交流について、個人単位で見ると、最少で1回、最多で6回、平均で2.1回実施されています。

慎重に運営していることは今回知りましたが、すごく差があるので、この回数を、増やす努力をして欲しいと思います。

学校間交流についても、部単位で見ますと、最少が1回、最多が105回、すごく開きがありますので、少ないところを少しでも多くする努力をお願いしたい。

### 【知事の再答弁】

人材紹介会社の手数料について、今、事務当局で、どれだけ情報を持っているのか、それを調べた上で、考えさせていただきたい。